

今月のテーマ

介護サービスの利用を
始めるには

介護サービスとは、介護保険に加入している人が介護を必要としたときに受けられる公的サービスのことです。

足腰が弱って、入浴や家事が不安だ

お薬がきちんと服用できなくなってきた

自宅での介護が難しい、施設を利用したい



介護保険のサービスを利用するためには、市区町村の窓口で申請をして要介護・要支援認定（「要介護認定」といいます。）を受ける必要があります。認定を受けてはじめて介護保険のサービス給付を受けることができます。

介護保険申請・利用の流れ

申請

- 申請を行うのはお住いの市区町村で、ご本人又はご家族が申請します（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうこともできます）
- 申請時には「要介護認定等申請書」「介護保険被保険者証」「マイナンバーカード又はマイナンバーが正しいことを確認できる書類・本人であることを確認できる書類」「医療保険被保険者証(第2号被保険者*のみ)」が必要です

*第2号被保険者：40～65歳で加齢に伴う病気(16特定疾病)が原因で介護、支援が必要な方

認定調査

- 調査員がご家庭などに伺い、心身の状態などを確認するために訪問調査を行います
- 主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます

審査判定

- 調査結果及び主治医の意見書の一部の項目はコンピューター入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行われます（一次判定）
- 一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度が決定されます（二次判定）

認定・通知

- 原則として、申請の日から30日以内に認定結果と被保険者証が郵送されます
- 認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階及び非該当に分けられます(認定結果などに不服がある場合は不服申し立てができます)
- 認定の有効期間は原則6ヶ月(状態に応じて3～36ヶ月)です

ケアプランの提出

- どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を十分考慮してケアプラン(介護サービス計画書)を作成し市区町村に提出します(自己作成も可能です)
- 要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターが担当します
- 要介護1以上と認定された方は、居宅介護支援事業所・ケアマネジャー(介護支援専門員)が担当します

上記の流れまで、利用者の費用負担はありません

サービスの契約・利用開始

- ケアプランに基づき、サービスを提供する事業所から十分説明を受け契約を結び、サービスを利用します
- 介護度によって受けられるサービスが異なります
- 利用できる介護サービスの種類は、「要支援1～2」の場合は要介護状態になることを予防することを目的とした「介護予防サービス」になります
- 「要介護1～5」の場合は介護が必要な人への生活の支援、身体上の介護などを行う「介護サービス」になります
- 利用する際にはサービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して下さい
- 利用者負担は、原則としてサービス費用の1～3割です(施設サービスなどを利用した場合は、別途、食費・居住(滞在)費、日常生活費などが自己負担となります)

要介護認定において「非該当」と認定された方でも、市区町村が行っている地域支援事業などにより、生活機能を維持するためのサービスや生活支援サービスが利用できる場合があります。

まずは相談してみたいという方は、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援するための公的な相談窓口である地域包括支援センターや医療機関・かかりつけの薬局に相談して下さい。

お薬や介護についてわからないことや、気がかりなことがありましたら、
お気軽にお尋ねください。

担当 みやこ薬局 北山店

<https://www.miyako-ph.co.jp>

みやこ薬局

本店・山科店・薬大前店・マツヤスーパー店・北山店・紫竹店・大宮店・桂店